

## 知的財産管理技能検定2級完全マスター②(意匠法・商標法・条約)【改訂5版】をご購入いただいた皆様へ

第32回(2019年3月3日)以降の検定試験を受検される場合は、不正競争防止法の一部を改正する法律に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級完全マスター②(意匠法・商標法・条約)【改訂5版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第31回	平成30(2018)年11月18日(日)	平成30(2018)年5月1日
第32回	平成30(2018)年3月3日(日)	平成30(2018)年9月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

※本法改正は2018年11月18日(日)に実施される検定試験には適用されません。

不正競争防止法の一部を改正する法律	
公布	平成30(2018)年5月30日(平成30年5月30日法律第33号)
施行日	平成30(2018)年6月9日
参考	特許庁ホームページ 不正競争防止法等の一部を改正する法律 URL : <a href="https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/fuseikyousou_h300530.htm">https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/fuseikyousou_h300530.htm</a>

### ◆法改正情報について◆

アップロードの発売中のテキストに関しては、法改正にあわせ情報を公開しています。

<アップロードホームページ>➡<受検対策>➡<読者サポートコーナー>➡<法改正情報>

URL : <http://www.upload-j.com/kaisei>

該当箇所	変更前	変更後
P16 2 新規性喪失の例外 条文	<p>意匠法4条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠は、その該当するに至った日から<b>六月</b>以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての<b>同条第一項及び第二項</b>の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。</p> <p>2項 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより<b>同条第一項第一号</b>又は第二号に該当するに至ったものを除く。）も、その該当するに至った日から<b>六月</b>以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての<b>同条第一項及び第二項</b>の規定の適用については、前項と同様とする。</p>	<p>意匠法4条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠は、その該当するに至った日から<b>一年</b>以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての<b>同項及び同条第二項</b>の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。</p> <p>2項 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより<b>同項第一号</b>又は第二号に該当するに至ったものを除く。）も、その該当するに至った日から<b>一年</b>以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての<b>同項及び同条第二項</b>の規定の適用については、前項と同様とする。</p>
P17 2 新規性喪失の例外 9行目  14行目	<p>そこで、自らの行為により公に知られた意匠であっても、公知となった日から<b>6カ月</b>以内に意匠登録出願をして所定の手続きを行えば、審査において新規性を喪失していないものとして取り扱ってもらうことができます(意4条2項)。</p> <p>「意に反して公知となる」とは、創作した意匠が盗用されてインターネットで公開されてしまった、というような場合です。このケースでも、公開されていた事実を知った日からではなく、公開されて公知となった日から<b>6カ月</b>以内に、意匠登録出願がされている必要があります。</p>	<p>そこで、自らの行為により公に知られた意匠であっても、公知となった日から<b>1年</b>以内に意匠登録出願をして所定の手続きを行えば、審査において新規性を喪失していないものとして取り扱ってもらうことができます(意4条2項)。</p> <p>「意に反して公知となる」とは、創作した意匠が盗用されてインターネットで公開されてしまった、というような場合です。このケースでも、公開されていた事実を知った日からではなく、公開されて公知となった日から<b>1年</b>以内に、意匠登録出願がされている必要があります。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P21 確認問題 02 問題 I - 3 解答⑩	3. (③新規性) 喪失の例外規定を受けるには、喪失した日から (⑩ 6 カ月) 以内に (⑪意匠登録出願) し、所定の手続きを行わなければならない。	3. (③新規性) 喪失の例外規定を受けるには、喪失した日から (⑩ 1 年) 以内に (⑪意匠登録出願) し、所定の手続きを行わなければならない。
P100 2 審査の流れ (4)拒絶理由通知への対応 7 行目	なお、補正ができる時期は、事件が審査、登録異議の申立てについての審理、審判または再審に係属しているときであり、分割ができる時期とは異なります (商 68 条の 40)。 注意点として…	なお、補正ができる時期は、事件が審査、登録異議の申立てについての審理、審判または再審に係属しているときであり、分割ができる時期とは異なります (商 68 条の 40)。 <u>商標登録出願の分割の注意点として、分割を行う際には、原出願の出願手数料が納付されている必要があります。</u> 注意点として…